

## 美咲町公告第84号

“みんな笑顔のまち美咲町”健康調査事業及び美咲町第3次保健福祉総合計画等策定業務に伴う公募型プロポーザルの実施要領を次のとおり公告する。

令和4年9月20日

美咲町長 青野 高陽

“みんな笑顔のまち美咲町”健康調査事業及び美咲町第3次保健福祉総合計画等策定業務委託プロポーザル実施要領

### 1 目的

本町において、令和5年度の美咲町第3次保健福祉総合計画策定に向け、住民への事前調査を実施し、生活習慣、運動習慣等の生活実態や健康に関する考え方を把握する。

さらに、高齢者に対しては、近年、感染拡大している新型コロナウイルス感染症に伴い、新たに、外出自粛に伴うフレイルのリスクの有無を明確に調査分析するための調査を加える。

また、近年クローズアップされている「ヤングケアラー」の現状について美咲町の子ども達の生活の現状や介護状況を調査することで、子どもの体や心の負担の実態を把握する。

以上の調査を令和4年度に実施、集計、分析をし、住民の生活実態の把握、課題の明確化、分析した上で、令和5年度に美咲町第3次保健福祉総合計画を策定する。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

“みんな笑顔のまち美咲町”健康調査事業及び美咲町第3次保健福祉総合計画等策定業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「“みんな笑顔のまち美咲町”健康調査事業及び美咲町第3次保健福祉総合計画等策定業務委託プロポーザル要求水準書」（以下「水準書」という。）に基づき業務を実施するものとする。

#### (3) 選定方式

公募型のプロポーザル方式により、提案内容、提案価格等の評価基準を元に総合的に評価・審査し委託契約候補者を決定する。

#### (4) 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(ただし、健康調査事業については、契約締結日から令和5年3月31日まで)

(5) 委託料見積もり上限額

7, 350, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

（ただし、調査事業については、令和4年度 3, 350, 000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。）

### 3 参加資格

参加資格は、次の要件をすべて満たしているものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 過去5年間、官公庁が発注する健康増進、食育推進、子ども子育て支援、障害福祉計画等の調査及び計画策定業務の受注実績を有する者。

(4) 令和3年度から4年度までまたは、申請日現在においての美咲町に「各種計画①各種計画」に関する入札参加資格のある名簿登録業者。

(5) 情報セキュリティや個人情報保護等に関するプライバシーマーク等の認証を取得済の者。

(6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員が実質的に関与していると認められる。

ウ 役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

カ 営業活動に関わる必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らず、当該相手方と契約を締結したと認められる。

(7) 前号のアに掲げるものが、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。

### 4 選定までのスケジュール

(1) プロポーザルの実施の公告 令和4年 9月20日（火）

公告は、美咲町ホームページ及び本庁・各総合支所の掲示板による。

- (2) 質問の受付期限 令和4年 9月26日(月) 10時まで【必着】
- (3) 質問に対する回答 令和4年10月 3日(月) 10時
- (4) 参加表明書の提出期限 令和4年10月12日(水) 17時まで【必着】
- (5) 参加資格審査結果の通知 令和4年10月14日(金)
- (6) 参加表明後の辞退届提出期限 令和4年10月27日(木) 17時まで【必着】
- (7) 企画提案書の提出期限 令和4年10月28日(金) 17時まで【必着】
- (8) プレゼンテーション及びプロポーザル審査委員会  
令和4年11月上旬
- (9) 審査結果の通知・公表 令和4年11月上旬
- (10) 契約締結予定 令和4年11月中旬

\*日程は、前後することがあります。

## 5 提出書類

本業務を受託しようとする者は、別紙水準書をもとに、次に示す書類を提出する。

### (1) 参加申込

本プロポーザルに参加の意思のある者は、書面により郵送（書留郵便等追跡調査が可能なもの）で、以下のとおり参加申し込みをすること。

なお、郵便物には、赤字で「“みんな笑顔のまち美咲町”プロポーザル参加表明書在中」と明記すること。

・参加申込に係る提出書類

\*③は複写可

No.	提出書類	提出部数	備考
①	参加表明書	1部	様式第1号
②	履行実績書	1部	様式第2号 ※官公庁を対象とした健康増進、食育推進、子ども子育て支援、障害福祉計画等の調査及び計画策定業務等の事業実績を記載すること。
③	会社概要	1部	任意様式 ※会社名、従業員数、事業内容、実施業務分野等が記載されたパンフレット等の資料で代替可

(2) 企画提案書 正本1部、副本9部を提出すること。

(企画提案書形式)

A4版縦、横書き、両面印刷を原則とする。ただし資料の作成上A3版を利用したほうが確

認しやすい場合は、A3版の利用を可とする。

※社名などわからないように作成してください。

(企画提案内容)

下記及び別紙水準書をもとに、業務の進め方、手法等の技術的な提案について具体的に記載すること。ただし、委託料見積もり上限額の範囲内において専門的見地から有益だと思われる事項については、水準書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

提案内容は以下のとおりとする。

- ① 町の現行計画等を含む状況把握
- ② 実施スケジュール（令和4年度・令和5年度）

- ③ 住民アンケート調査にあたってのポイント

※水準書に明記の新規調査項目を含むこと。

- ④ 健康課題等の抽出、分析実施にあたってのポイント

- ⑤ 計画策定にあたってのポイント

- ⑥ 調査業務については、公益財団法人地域社会振興財団から交付される「令和4年度人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金事業」を活用する。

(3) 見積書 1部を提出すること。

任意様式（A4版）とし、委託料見積もり上限額以内で見積金額（消費税及び地方消費税を含む）を記載し企画提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳（数量を含む）を明記する。

令和4年度・令和5年度のそれぞれの金額がわかるように記載する。

見積書には、商号又は名称、代表者職氏名を明記して提出すること。

## 6 プロポーザルの手続き

(1) 担当事務局

住 所 〒709-3717 岡山県久米郡美咲町原田 1735

担当課名 美咲町役場 理財課

電 話 0868-66-1610 FAX 0868-66-2038

E-mail [nyusatu@town.okayama-misaki.lg.jp](mailto:nyusatu@town.okayama-misaki.lg.jp)

(2) 参加表明書の提出

プロポーザルへ参加する場合は、参加表明書を提出すること。

①提出期限 令和4年10月12日（水）17時まで【必着】

②提出先 上記（1）に同じ

③提出方法 郵送（書留郵便等追跡調査が可能なもの）で行うこと。

※なお郵便物には赤字で「みんな笑顔のまち美咲町」健康調査事業及び美咲町第3次保健福祉総合計画等策定業務委託プロポーザル参加表明書在中」と明記すること。

(3) 参加資格審査

参加表明書の提出資料に基づき審査を行う。参加資格審査結果については、令和4年10月14日参加表明書に記載の電子メールアドレスへ通知する。

(4) 質問書の提出

質問がある場合は、様式第8号により、電子メール（上記（1）のメールアドレス）まで提出すること。

電子メールの件名は、「“みんな笑顔のまち美咲町”に関する質問（会社名）」とする。なお、電話での質問は一切受け付けない。

① 提出期限 令和4年9月26日（月）10時まで

② 質問回答 質問の回答は令和4年10月3日（月）、当町ホームページに質疑とそれに対する回答を掲載する。なお、質問がなかった場合は掲載しない。

(5) 企画提案書及び見積書の提出

企画提案書及び見積書は次により提出すること。

① 提出期限 令和4年10月28日（金）17時まで【必着】

② 提出先 上記（1）に同じ

③ 提出方法 郵送

(6) プレゼンテーションの実施

① 開催日時 令和4年11月上旬

② 開催場所 美咲町役場

③ 開催方法 企画提案書の説明を20分以内とし、その後の質疑応答を15分程度

④ 出席者 3名以内

プレゼンテーションを行うものは、原則として本業務の責任者又は、業務に主として携わる者が説明を行うものとする。なお、質疑応答については、それ以外の同席している者も可とする。

⑤ 準備物 パワーポイント等を使用する場合、スクリーンは町が準備する。（その他必要な機器は参加者が準備すること。電源の使用は認める。）

⑥ 順番 企画提案書の受付順とする。

⑦ その他

- ・当日の資料追加は認めない。
- ・審査項目及び審査事項の順に説明すること。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・会社名がわからないようにすること。
- ・新型コロナウイルス感染症対策としてマスクの着用を求める。

## 7 プロポーザル審査業務

(1) プロポーザル審査委員会を設置し、別に定める審査基準により、提案書等の内容、見積書の金額及びプレゼンテーション内容を審査し、委託契約候補者を選定する。

## (2) 審査方法

設定した基準を満たし、最高得点を獲得した事業者1者を受託候補者とする。なお、最高得次に次ぐものを次点者とする。審査の合計得点が、審査基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない場合は選考の対象としない。

## (3) 審査項目及び配点

審査項目	審査事項
業務目的の理解 (20)	1 事業の目的、内容を理解しているか。
	2 目標設定において、当町の地域特性を理解した上で想定できているか。
運営能力 (30)	3 事業実施体制(人員配置)は、明確かつ妥当であるか。
	4 事業実施スケジュールは妥当であるか。
	5 (※) 同様の業務実績があり、業務を適切に実行できているか。
調査内容 (60) (令和4年度)	6 十分な基礎情報が収集できる方法が提案されているか。
	7 適切に現状把握できる調査内容が提案されているか。
	8 新規項目についての調査内容が提案されているか。
	9 調査結果分析は、課題の整理ができ、事業の具体化がイメージできる手法を用いているか。
	10 水準書以外で、本事業に有益となる独自性のある提案が盛り込まれているか。
計画策定 (60) (令和5年度)	11 美咲町第3次保健福祉総合計画の構成イメージが提案されているか。
	12 調査票の分析結果をもとに課題が抽出できる内容になっているか。
	13 新規項目について調査資料を活用し、住民の実態が明確になるとともに課題が抽出できる内容になっているか。
	14 目標指標のために住民や組織を対象にワークショップの提案ができているか。
	15 水準書以外で、本事業に有益となる独自性のある提案が盛り込まれているか。
見積金額(30)	16 (※) 見積もり金額は妥当であるか。

※ 審査項目の5と16については、プレゼンテーション時に説明は必要ありません。

## 8 審査結果の通知

審査結果については、美咲町ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申立ては一切認めないこととする。

## 9 欠格事項

次のいずれか該当する場合は失格とする。

- (1) 書類の提出方法、提出期限等に適合しない場合
- (2) 書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合
- (4) 見積書の金額が見積もり上限額を超過している場合
- (5) 契約締結の日までに3に記載の参加資格要件を満たさなくなった場合
- (6) その他審査委員会が不適格と認めた場合

## 10 契約に関する事項

### (1) 契約者の決定

- ①委託契約候補者と町が協議し、委託業者に係る仕様を確定したうえで契約を締結する。
- ②委託契約候補者と契約が成立しなかった場合は、次の順位の者が委託契約候補者となり、町との協議が成立した場合は、契約者として決定し契約を締結する。

### (2) 契約金額

契約金額は、提出された見積額の範囲とする。

### (3) 契約保証金

委託業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の10/100とする。

なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することができる。

- ①契約者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ②過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有するものであり、かつ、当該契約を誠実に履行すると認めたとき。

## 11 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、美咲町情報公開条例（平成17年美咲町条例第14号）に基づき、公開することがある。ただし、提案事業者の正当な利益を害するおそれがある部分等については、非公開とする。
- (3) 提出書類の作成・提出、プレゼンテーション等に係る費用は提案参加者の負担とする。
- (4) 参加申込書及び企画提案書等の提出は、1事業者につき1件とする。
- (5) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立する。
- (6) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、失格とする。
- (7) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。

- (8) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (9) プレゼンテーション中の質疑応答においてなされた提案も、提案内容となる。
- (10) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルは中止、延期又は開催方法を変更する。この場合において、本プロポーザルの参加者に対して損害が生ずることがあっても町はその責を負わない。